

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業務名 浜松市子育て支援ひろば事業業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所 浜松市内 合計 25 会場
中央区中地域 8 会場、東地域 5 会場、西地域 3 会場、南地域 3 会場、
浜名区北地域 1 会場、浜北地域 4 会場、天竜区 1 会場
※提案内容により、区別実施か所数に変更になる場合がある。
※各地域の区域は以下のとおり。
中地域 再編前の中区に三方原地区を加えた区域
東地域 再編前の東区
西地域 再編前の西区
南地域 再編前の南区
北地域 再編前の北区から三方原地区を除いた区域
浜北地域 再編前の浜北区
- (4) 契約上限金額 プロポーザル方式実施説明書別記 3 のとおり

2 業務内容

(1) 業務目的

- ア 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業の実施（必須、一部選択）
妊婦や乳児又は幼児及びその保護者が、相互の交流を行う場所を開設し、出産や子育てについての相談、情報の提供及び助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的とする。
- イ 児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に規定する地域子育て相談機関の運営（必須）
地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う浜松市地域子育て相談機関を運営することを目的とする。
- ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業の実施（選択）
身近な地域に設置した子育て支援ひろばにおいて、一時預かり事業を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

(2) 業務内容

- ア 地域子育て支援拠点事業
地域子育て支援拠点事業一般型（第二種社会福祉事業）として、常設のひろばを開設し、妊婦や概ね 3 歳未満の児童及び保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する。
※広沢子育て支援ひろば（中央区）は、子育て家庭の親とその子ども（概ね 12 歳までの児

童) を利用対象とする。

イ 地域子育て相談機関

地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う地域子育て相談機関として、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項に規定する利用者支援事業基本Ⅲ型（(社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号の児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（第二種社会福祉事業）に該当）を実施する。

ウ 一時預かり事業

一時預かり事業一般型（地域密着Ⅱ型）（第二種社会福祉事業）として、こどもの保護者が新たな気持ちで在宅での子育てに取り組むことのほか、支援が必要と考えられる子育て親子に対して利用を推奨し子育ての負担軽減を図るため、児童福祉法に規定する一時預かり事業を実施する。

(3) 基本仕様

別紙「浜松市子育て支援ひろば事業仕様書案」、「各加算事業仕様書案」及び「地域子育て支援拠点事業「子育て支援ひろば」浜松市ガイドライン」を基準に提案するものとする。

(4) その他

企画提案書の内容により、委託者と受託者とが協議の上、仕様の一部を変更する場合がある。